

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和5年10月19日(2023.10.19)

【国際公開番号】WO2022/158190
 【出願番号】特願2022-577042(P2022-577042)
 【国際特許分類】
 C 0 8 L 3 3 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)
 【 F I 】
 C 0 8 L 3 3 / 1 2

10

【手続補正書】
 【提出日】令和5年9月29日(2023.9.29)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

メタクリル樹脂と、
 シリカ複合酸化物粒子がシリカで被覆された被覆粒子と
 を含有する、メタクリル樹脂組成物であって、
該メタクリル樹脂組成物を成形した幅7.5mm、長さ90mm、厚さ3mmである成形
体が、下記式(1)~(3)を満たす、メタクリル樹脂組成物。

$H a z e^0 < 4$ (1)

$H a z e^7 < 4$ (2)

$H a z e^{2.5} / H a z e^7 < 3.2$ (3)

(前記式(1)~(3)中、

$H a z e^0$ は、前記成形体を絶乾状態としたときのヘイズ(%)を表す。

30

$H a z e^7$ は、前記成形体を絶乾状態とし、次いで、80の純水に7日間浸漬した後のヘイズ(%)を表す。

$H a z e^{2.5}$ は、前記成形体を絶乾状態とし、次いで、80の純水に2.5日間浸漬した後のヘイズ(%)を表す。)

【請求項2】

前記シリカ複合酸化物がシリカ-チタニア複合酸化物である、請求項1に記載のメタクリル樹脂組成物。

【請求項3】

前記被覆粒子の中位径が0.4 μ m~2.0 μ mである、請求項1または2に記載のメタクリル樹脂組成物。

40

【請求項4】

波長589nmの光線を25で照射したときの前記被覆粒子の屈折率が1.474~1.494である、請求項1~3のいずれか1項に記載のメタクリル樹脂組成物。

【請求項5】

前記被覆粒子の含有量が、メタクリル樹脂100質量部に対して、0.001質量部~5質量部である、請求項1~4のいずれか1項に記載のメタクリル樹脂組成物。

【請求項6】

前記被覆粒子の含有量が、メタクリル樹脂100質量部に対して、0.06質量部~0.6質量部である、請求項5に記載のメタクリル樹脂組成物。

【請求項7】

50

前記メタクリル樹脂がメタクリル酸メチルに由来する単量体単位を 85 質量% 以上含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のメタクリル樹脂組成物。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載のメタクリル樹脂組成物を含有する成形体。

10

20

30

40

50